

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業に関する実施方針について公表する。

平成 14 年 10 月 10 日

金沢大学長 林 勇二郎

金沢大学は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間選定事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定め、ここに公表するものである。

**金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業
実施方針**

平成 14 年 10 月

金沢大学

目 次

1．特定事業の選定に関する事項	1
（1）事業内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定方法等に関する事項	6
2．民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
（1）民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
（2）選定の手順及びスケジュール	7
（3）入札公告	8
（4）入札説明書に対する質問・回答	8
（5）応募者の備えるべき参加資格	8
（6）審査及び選定に関する事項	11
（7）契約に関する基本的な考え方	12
（8）入札提出書類の取扱い	12
3．選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	13
（1）リスク分担の考え方	13
（2）選定事業者の責任の履行に関する事項	13
（3）事業の実施状況のモニタリング	13
4．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
（1）立地に関する事項	15
（2）土地に関する事項	15
（3）建物に関する事項	16
5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
（1）紛争が生じた場合の基本的な考え方	17
（2）管轄裁判所の指定	17
6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
（1）本事業の継続に関する基本的な考え方	18
（2）本事業の継続が困難になった場合の措置	18
（3）金融機関等と大学との協議	18
7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
（1）法制上及び税制上の措置に関する事項	19
（2）財政上及び金融上の支援に関する事項	19
（3）その他の支援に関する事項	19
8．その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
（1）情報公開及び情報提供	19
（2）入札に伴う費用負担	19
（3）問合せ先	19

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

自然科学系図書館、総合教育研究施設(会議室、ロビー)、福利施設(学生食堂、特別食堂、購買等)を1棟とした複合施設

公共施設等の立地等

ア. 立地場所 石川県金沢市角間町(「資料1 PFI事業計画地」参照)
イ. 敷地面積 527,186.07 m² (うち本事業建設予定地 約7,460 m²)
ウ. 用途地域 第1種中高層住居専用地域
エ. 建ぺい率 40%
オ. 容積率 200%

3) 公共施設等の管理者等の名称

文部科学大臣 遠山 敦子

(文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者、金沢大学長 林 勇二郎)

4) 事業目的

金沢大学(以下「大学」という。)は、8学部、共通教育、1研究所、1附属病院を有する総合大学であるが、角間移転前は概ね5団地に分散していた。これを統合し、教育・研究の機能的調和を図るとともに学部教育の大綱化、大学院の重点化を行い、ますます多様化し、学際化してゆく学問の進歩と社会の発展に対応するため角間地区200haに総合移転することとしている。

第一段階として、文学部等の移転をかわきりに順次移転が行われ、平成7年に角間期団地事業が完了している。

第二段階として、平成9年より角間団地総合移転事業に着手しており、工学部、薬学部、がん研究所、大学院自然科学研究科の角間団地への移転統合を行っている。その中で、今回の整備の対象となる金沢大学(角間)附属図書館等棟は、自然科学系教育・研究の一層の推進のため、その根幹的な主要施設として自然科学系図書館、福利施設、総合教育研究施設の各施設を一棟として融合整備するものである。その際、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力

及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的、効果的な活用を図りつつ、金沢大学（角間）附属図書館等棟の整備を行い、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって大学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

5) 事業概要

事業内容

金沢大学（角間）附属図書館等棟施設整備事業は、PFI法に基づき、選定事業者が当該施設を設計・建設した後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務等を遂行する方式（BT0(Build,Transfer,Operate)）により実施する。

本事業は、金沢大学（角間）附属図書館等棟の建設及び維持管理等サービスに係る対価として大学が民間事業者に費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から平成30年3月末までの期間である。

主な業務は次のとおりであり、詳細は入札説明書において示す。

金沢大学（角間）附属図書館等棟の設計及び建設

- ・金沢大学（角間）附属図書館等棟及びこれに附帯する工作物その他施設（以下「本施設」という。）に係る設計(基本設計・実施設計)業務
- ・本施設に係る建設業務
- ・基礎等設計のための土質調査業務
- ・工事監理業務
- ・本施設の建設に伴う各種申請等の業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

金沢大学（角間）附属図書館等棟の運営及び維持管理

- ・本施設に係る維持管理業務
- ・清掃業務
- ・昇降機設備保守点検業務
- ・消防用設備保守点検業務
- ・空調・給水設備保守点検業務
- ・受変電設備・電力・通信設備保守点検業務
- ・建物（構造・仕上）保守点検業務
- ・環境測定業務
- ・外構保守点検業務
- ・自家用電気工作物を設置する場合は、当該施設の保安業務
- ・福利施設の一部（事業者からの提案を含む）の運営

なお、福利施設のうち、学生食堂、購買等の運営については金沢大学生生活協同組合が実施することを想定している。

大学の支払いに関する事項

大学の選定事業者に対する支払いは選定事業者が実施する金沢大学（角間）附属図書館等棟の設計、建設に係る対価と維持管理等サービスの対価から成る。当該建設に係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項にいう公共施設の管理者等及び選定事業者が締結した協定（以下「事業契約」という）に定める額を割賦方式により均等に支払う。また、維持管理等サービスに係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

事業スケジュール（予定）

事業契約の締結時期	平成 15 年 7 月
事業期間	
1. 設計・建設期間	平成 15 年 7 月～平成 17 年 2 月
2. 引渡し	平成 17 年 3 月
3. 運営・維持管理期間	平成 17 年 4 月～平成 30 年 3 月

6) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び^ア民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号、以下「基本方針」という)のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)

食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

財政法(昭和22年3月31日法律第34号)

会計法(昭和22年3月31日法律第35号)

予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)

国有財産法(昭和23年6月30日法律第73号)

国有財産特別措置法(昭和27年6月30日法律第219号)

国立学校設置法(昭和24年5月31日法律第150号)

国立学校特別会計法(昭和39年4月3日法律第55号)

その他関連する法令、条例等

7) 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針に係る説明会を開催する。なお、本事業計画地の現地説明会を別途実施する予定であり、日時等は入札説明書において示す。

【説明会】

開催日時 平成14年10月18日(金) 午後2時から2時間程度

開催場所 金沢大学総合情報処理センター2階
プレゼンテーション室(予定)

参加者等 本事業への参画を希望する民間事業者。ただし、1社につき3名までとする。参加希望者は平成14年10月16日(水)までに(様式1)により下記の連絡先に事前登録すること。

連絡先 〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学施設部企画課 (担当:森田,本間)

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス: fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

8) 実施方針に関する質問の受付、回答公表

平成 14 年 10 月 21 日(月)から 10 月 25 日(金)までの間、金沢大学施設部企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。質問の提出方法、様式等については、別紙 1 を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成 14 年 11 月 22 日(金)を目途として文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板(石川県金沢市角間町 金沢大学事務局 4 階)において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室

< URL > <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

< URL > <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

9) 実施方針に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、平成 14 年 10 月 21 日(月)から 11 月 1 日(金)までの間、金沢大学施設部企画課において、実施方針等に対する意見や募集に当たった具体的な意見・提案を受け付ける。意見・提案の提出方法、様式等については、別紙 2 を参照すること。なお、大学は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、民間事業者等から提出のあった意見・提案について、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

10) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板(石川県金沢市角間町 金沢大学事務局 4 階)への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。変更の内容が重要で本事業の事業者募集のスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 特定事業の選定に当たっての考え方

大学は、PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」(平成13年7月27日)などを踏まえ、大学自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- ・ 金沢大学(角間)附属図書館等棟の設計、建設及び維持管理等が同一水準にある場合において大学の財政負担の縮減が期待できること。
- ・ 大学の財政負担が同一水準にある場合において金沢大学(角間)附属図書館等棟の設計、建設及び維持管理等の水準の向上が期待できること。

大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては選定事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる大学の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

2) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、平成14年12月中旬頃(予定)に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板(石川県金沢市角間町 金沢大学事務局4階)において公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の選定に当たっては、施設的设计・建設及びサービスの対価の額並びに事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件により選定(いわゆる総合評価一般競争入札：会計法第29条の6、予算決算及び会計令第91条第2項)を行う予定である。

民間事業者の選定は、二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール(予定)	内容
平成14年10月	実施方針の公表
平成14年10月21日～10月25日	実施方針に関する質問受付
平成14年10月21日～11月1日	実施方針に関する意見・提案受付
平成14年11月22日	実施方針に関する質問・回答の公表
平成14年12月	特定事業の選定
平成14年12月	要求水準書案・契約書案の公表 要求水準書案・契約書案に対する質問の受付
平成15年1月	要求水準書案・契約書案に対する質問への回答公表
平成15年2月	入札公告
平成15年2月	入札書類に対する質問の受付
平成15年3月	入札書類に対する質問への回答公表 参加表明書・資格確認書類の受付 資格確認通知の発送
平成15年4月	提案受付
平成15年5月	落札者の選定及び公表
平成15年6月	基本協定の締結
平成15年7月	事業契約締結

(3) 入札公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業を総合評価方式（予定）による一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に基づいて実施する。

(4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書において示す。入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、公表する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書において示す。

(5) 応募者の備えるべき参加資格

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者で、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成6年5月17日付 文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止等を受けていないこと。

本事業に係るアドバイザー業務に関与している者が、グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

(イ) みずほ総合研究所株式会社

(ロ) 株式会社佐藤総合計画

(ハ) 三井安田法律事務所

角間 団地の基本設計の作成に関与した者が、グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

審査委員会の委員が属する企業ないし組織が、グループの構成員もしくは協力会社となっていないこと。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループ及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ、及びの要件を満たすこと。

なお、及びのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

設計に当たる者は、次の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省において、平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

(イ) 経営状況が健全であること。

(ウ) 不正又は不誠実な行為がないこと。

(エ) 建築士法（昭和25年法律202号）第23号の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているもの。

(オ) 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

(ア) 建設に携わる応募企業、応募グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建築一式工事	1250点以上
--------	---------

電気工事	950点以上
------	--------

管工事	950点以上
-----	--------

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

(イ) 提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。

(ウ) 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。

維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

(ア) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成14年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のA、B、又はC等級に格付けされている者であること。

(イ) 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(ウ) 平成4年度以降に、本事業における施設と同等以上の規模の施設において、同種業務の維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。

また、落札者については、事業契約締結前までに上記1)の参加要件または本2)資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

応募資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

(6) 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、金沢大学に学識経験者・金沢大学職員等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された提案書の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。落札者の選定は、入札価格及び事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件等を審査委員会が総合的に評価し、大学は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者とする。

なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な評価基準については、入札説明書において示す。

【第一次審査】

- ・資格等要件審査
- ・本事業と同種業務の経験等

第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

【第二次審査】

- ・入札価格
- ・その他の提案内容（事業計画、施設整備及び維持管理に係る事項）

3) 選定結果の公表

落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

4) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(7) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

大学は落札者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、運営及び維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定し、事業期間を平成 29 年度末までとする契約となる。なお、事業契約書案については、入札説明書とともに公表する。

2) 特別目的会社の設立等について

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、応募企業、又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(8) 入札提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、大学及び選定事業者の業務分担を事業契約において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、大学と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料2 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に対する意見・提案等の結果を踏まえ、入札説明書等において示す。

(2) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

契約保証金等の詳細については入札説明書等において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、事業契約に定める業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については事業契約において定める。

3) モニタリングの実施時期及び概要

基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設の工事の内容が事業契約に定めた条件に適合しない場合には、大学は修補又は改造を求めることができる。

維持管理段階

大学は、維持管理段階において、随時及び定期的に業務の実施状況を確認する。

財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士または監査法人による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

4) 対価の減額等

モニタリングの結果、維持管理業務において、事業契約に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は維持管理業務に係る対価の減額又は修復勧告を行う。具体的な減額方法等については、事業契約において定める。

4 . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

基本的条件

	金沢大学(角間) 附属図書館等棟施設
事業計画地	石川県金沢市角間町
敷地面積	527,186.07 m ² (うち本事業建設予定地 約 7,460 m ²)
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
日影規制	4 時間・2.5 時間
建ぺい率	40%
容積率	200%
その他	風致地区(第 5 種)

(2) 土地に関する事項

1) 特定事業に係る国有財産の無償貸与

大学は、建設期間中、特定事業の用に供するために選定事業者は国有財産を無償で貸与する。

2) 埋蔵文化財に係る調査について

本件の事業計画地について埋蔵文化財の調査は完了しており新たな調査の必要はない。

(3) 建物に関する事項

施設構成、規模、設計要件等の詳細については、入札説明書等で示す。基本的な施設構成については以下のとおりである。

部門名	概要	概ねの面積(m ²)
総合教育研究施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー、会議室 6 室 ・工学部、薬学部、理学部、自然科学研究科、がん研究所の会議、講演会等の開催 ・基本的に運営は大学が行う。 	1,360
自然科学系図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・収容可能冊数 585 千冊 ・閲覧席 約 420 席 ・職員数 5 人 ・AV ホール約 100 席、個別研究室 4 室、グループ学習室・演習室、談話コーナー、教材利用・検索コーナー、リフレッシュコーナー ・自然科学系書籍・資料の収集、閲覧、貸出、複写、レファレンスサービス、情報検索サービス ・一般開放(閲覧、貸出、複写及びレファレンスサービス) ・視聴覚機材・資料を用いた講義、会議、講演会の開催 ・グループ学習室、個別研究室の提供 ・24 時間開館の実施 ・基本的に運営は大学が行う。 	5,340
福利施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学生食堂 約 600 席 学生・教職員への食事・喫茶の提供 ・特別食堂 約 70 席 教職員・学生・大学来客者への食事・喫茶の提供 ・購買 学生・教職員への書籍・食品・文具・日常生活品等の提供、自動販売機等の設置 ・学生食堂及び購買の運営は金沢大学生生活協同組合が行うことを想定している。 	2,080
渡り廊下	・総合研究棟 との連絡通路	240
設備室	・電気室、機械室、空調機械室、EV 機械室	310
計		9,330

(注) 上記面積にはサービスヤード、ピロティ、アカデミックホール等は含まない。

なお、本施設は平成 15 年 12 月にしゅん功が予定されている総合研究棟 と施設構成に示した渡り廊下により接合するほか、平成 16 年 3 月にしゅん功が予定されている総合研究棟 と接合することが予定されている。

5．事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 選定事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

大学は、事業契約の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

2) 大学の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。

3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

大学及び選定事業者は、事業契約に具体的に列挙した事由が生じた場合には、事業契約に定められた発生事由ごとに、適切な措置を講じるものとする。

(3) 金融機関等と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

大学は、選定事業者が国等において講じられている無利子融資制度等の金融上の支援を受けることができるよう、可能な範囲で必要な協力を行う。

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資の対象事業であるが、当該融資による資金調達の可否のリスクは選定事業者が負担するものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

大学は、選定事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要な協力を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ等を通じて適宜行う。

(2) 入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 問合せ先

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課（担当：森田，本間）

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

添付書類等

別紙 1 実施方針に関する質問の受付・回答公表について

別紙 2 実施方針に関する意見・提案の受付等について

様式 1 実施方針に関する説明会への参加申込み

様式 2 実施方針に関する質問書

様式 3 実施方針に関する意見・提案書

資料 1 P F I 事業計画地

資料 2 リスク分担表

【別紙 1】

実施方針に関する質問の受付・回答公表について

1. 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式 2）に記入し提出すること。

2. 受付期間

平成 14 年 10 月 21 日（月）から 10 月 25 日（金）まで

持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送・電子メールの場合は 10 月 25 日（金）午後 5 時までに必着とする。

3. 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

FAX による場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールの場合は、質問書（様式 2）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（質問書を含む）は Microsoft Excel により作成し、質問書（様式 2）の連絡先欄に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、提出されたフロッピーは返却しない。

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課（担当：森田，本間）

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

上記 2. の期限までに未着の場合は質問がなかったものとみなす。

4. 回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると大学が認めるものを除き、平成 14 年 11 月 22 日（金）を目途に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページ、金沢大学ホームページ及び掲示板（石川県金沢市角間町 金沢大学事務局 4 階）において公表する。

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室

< URL > <http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

金沢大学

< URL > <http://www.kanazawa-u.ac.jp/>

【別紙 2】

実施方針に関する意見・提案の受付等について

1. 意見・提案の方法

意見・提案の内容を簡潔にまとめ、意見・提案書（様式 3）に記入し提出すること。

2. 受付期間

平成 14 年 10 月 21 日（月）から 11 月 1 日（金）まで

持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送・電子メールの場合は 11 月 1 日（金）午後 5 時までに必着とする。

3. 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

フロッピー（印刷物を添付）により持参又は郵送。

F A X による場合は、着信を確認するとともに、速やかにフロッピーを持参又は郵送すること。

電子メールによる場合は、意見・提案書（様式 3）を添付ファイルとし、着信を確認すること。

いずれの場合も、文書（意見・提案書を含む）は M i c r o s o f t E x c e l により作成し、意見・提案書（様式 3）の連絡先欄に担当窓口の部署、氏名、電話及び F A X 番号、電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、提出されたフロッピーは返却しない。

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課（担当：森田，本間）

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス：fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

上記 2. の期限までに未着の場合は意見がなかったものとみなす。

4. その他

民間事業者等から提出のあった意見・提案のうち、大学が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うこともある。

【様式1】

実施方針に関する説明会への参加申込み

平成14年10月18日(金)の説明会への参加を希望します。

会社名	
部署	
参加予定者(役職・氏名) 1社につき3名まで	
住 所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

1. 受付期間

平成14年10月10日(木)から10月16日(水)まで

持参の場合は午前9時から午後5時まで。

郵送・FAX・電子メールの場合は10月16日(水)午後5時までに必着とする。

2. 提出方法

本様式により、以下のいずれかの方法により提出すること。

郵送または持参

F A X

電子メール

<宛先>

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学施設部企画課 (担当: 森田, 本間)

TEL 076-264-5107

FAX 076-234-4030

電子メールアドレス: fa-pfi@ad.kanazawa-u.ac.jp

【様式2】

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業実施方針」について、以下のとおり質問を提出します。

会社名	
部署	
氏名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メール	

No	タイトル	該当箇所				質問
		頁	項			
1	<記入例> について	1	1	(1)	1)	
2						
3						
4						
5						

注) 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。
 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
 実施方針の該当箇所の順番に並べてください。

【様式3】

平成 年 月 日

実施方針に関する意見・提案書

「金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業実施方針」について、以下のとおり
意見・提案を提出します。

会社名	
部署	
氏名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メール	

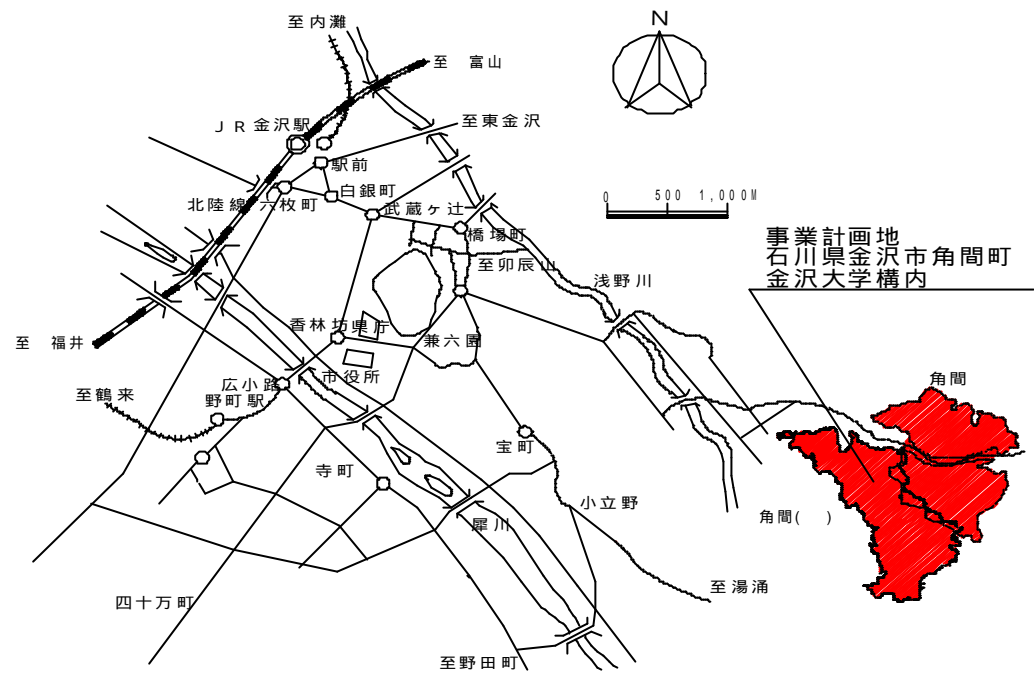
No	タイトル	該当箇所				意見・提案
		頁	項			
1	<記入例> について	1	1	(1)	1)	
2						
3						
4						
5						

注) 該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。
行が不足する場合には、適宜増やしてください。
実施方針の該当箇所の順番に並べてください。

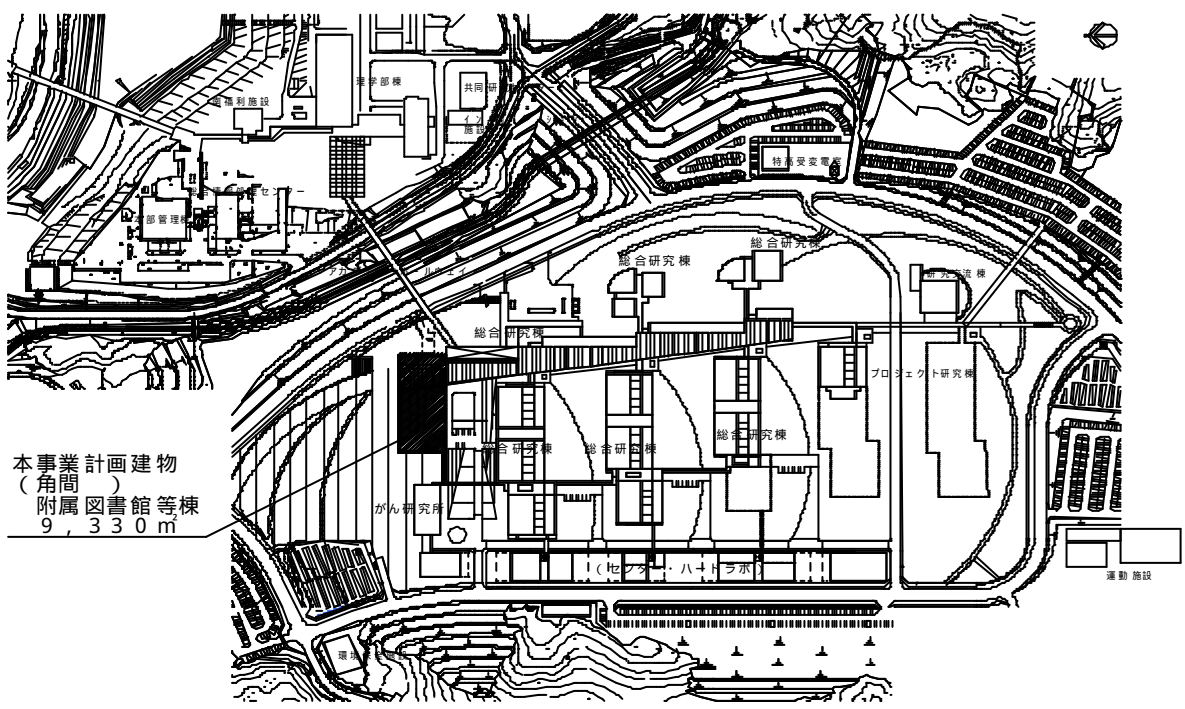
【資料1】

PFI 事業計画地

位置図



角間 団地配置図



【資料2】

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容		負担者	
				大学	事業者
共通	募集要項	記載内容の変更等			
	契約締結	事業者の事由による契約締結遅延等			
	政治・行政	国の政策変更による事業の変更・中断・中止等			
	資金調達	必要な資金を調達できない責任			
	金利変動	金利の変動に伴う事業者の経費の増加	設計 建設期間中		
			開業後、維持管理期間中		
	物価変動	物価の変動に伴う事業者の経費の増加	設計 建設期間中		
			開業後、維持管理期間中		
	許認可失効	許認可の失効に伴って設計又は工期の変更、設備の改善等が必要となる事業者の経費増加及び事業契約の履行不能	大学の責による許認可失効		
			事業者の責による許認可失効		
	第三者賠償	調査・工事 維持管理による騒音・振動・地盤沈下等による場合。	大学の責による場合		
			事業者の責による場合		
	住民対策等	本施設の設置、設置条件、事業者への契約条件に反対する住民運動、学生運動等の発生による事業の進行への障害 上記以外のもの（選定事業者が行う調査、建設、維持管理等に関するもの）			
	環境問題	大学の要求に起因する環境問題 事業者の提案内容・業務に起因する環境問題			
	法令の変更	当該事業を対象とするもの、事業継続に過大な費用を要するもの 当該事業以外の全ての事業者に影響を及ぼすもの	本事業にのみ影響を及ぼすもの 上記以外のもの		
税制度の変更	税制度の改正による、事業者の収支の影響	本事業に直接関係する税制度（消費税等を含む）の変更 上記以外の場合			
発注者責任	事業者が発注する契約の管理 内容変更等				
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の大学又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象を言う。）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能				
事業の中断等	大学の事由による事業の中断等 事業者の事由による事業の中断等				
計画・設計	測量調査	地形、地質等の現地調査等の不備等による施行のコストアップ、タイムオーバー、運用時の施設倒壊などの発生	大学が行った測量調査の不備、誤り等により生じた場合 事業者が行った測量調査の不備、誤り等により生じた場合		
	設計	事業者が行った設計の不備、誤り等により生じる一切の費用			
	設計変更	設計変更に伴う事業者の経費の増加	合理的な理由（大学の指示等）に基づく設計変更に伴う事業者の経費の増加 合理的な理由以外の事由による設計変更に伴う事業者の経費の増加	大学の指示・判断の不備・変更によるもの 事業者の提案内容 指示の不備 変更によるもの	

段階	リスクの種類	リスクの内容		負担者		
				大学	事業者	
建設	工程変更	工程変更に伴う事業者の経費の増加	合理的な理由(大学の指示等)に基づく工程変更に伴う事業者の経費の増加	大学の指示 判断の不備 変更によるもの		
			合理的な理由以外の事由による工程変更に伴う事業者の経費の増加	事業者の提案内容 指示の不備 変更によるもの		
	供用開始遅延	施設の供用開始が遅延する責任		大学の責による供用開始遅延に伴う事業者の経費の増加		
				事業者の責による供用開始遅延に伴う大学の経費の増加		
	工事費増加	資材調達価格の変更、設計変更等による、当初予定していた工事費の超過		大学の責による工事費の増加		
			事業者の責による工事費の増加			
	第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動、臭気等により、周辺住民に損害を加えた、賠償金支払義務の発生				
	地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設費の増加				
運営	福利厚生施設売上高の減少	事業者が運営する福利厚生施設の利用者数減少等による、同施設における売上高の減少				
	施設内における事故	施設内における事故の発生		大学の運営によるもの		
				事業者の維持管理によるもの		
	施設瑕疵	事業期間中に瑕疵が発見された場合の修補、損害賠償の義務		開業後10年以内		
				開業後10年超		
	修繕	事業期間中に必要となる修繕費の負担				
維持管理費	大学の事由による維持管理費の増大 上記以外の事由による維持管理費の増大					
債務不履行	債務不履行による損害の発生		サービス水準の未達その他の事業者の債務不履行による損害			
			支払い債務不履行その他の大学の債務不履行による損害			